

平成23年度包括外部監査結果の対応状況

報告書頁	結果意見	監査項目	監査の結果又は意見の内容	対応状況	監査対象所属
90	意見	jengo(大阪のアンテナショップ)の事業について	<p>[今後の契約の在り方]</p> <p>契約上、アンテナショップの管理業務と北東北三県の県産品の物産販売店舗の運営業務を無償で実施することになっており、その代わり、原則店舗運営に係る収入や通常経費は受託先に帰属するとしている。ただし、売上高の0.5%に相当する額を受託者は三県に対してそれぞれ支払うことになっており、また水道光熱費について受託者は3分の1のみの負担となっている。背景としては、当該店舗の採算は他の2店舗(東京、福岡)に比べて悪いため、赤字部分を三県が補てんしている意味合いがある。</p> <p>jengoの業務委託契約では、あおもり北彩館東京店における青森物産振興協会に対する業務委託契約と違い、店舗における販売業務に特化したものとなっている。これは、青森県物産振興協会と違い民間会社に対してアンテナショップの本来業務の実施まで期待できないという趣旨であると思われる。</p> <p>しかしながら、本来であれば、アンテナショップを十分発揮する意味においても、これらの業務を実施する意義は大きい。青森県は他の二県と調整の上、有償でもこれらの業務を委託先に対して実施させる必要がある。</p>	<p>北東北三県大阪アンテナショップ「jengo」については、三県において検討を重ねた結果、今年度末で閉店することとし、新しい店舗については、まずは青森県、岩手県の2県で設置することとしている。</p> <p>新たな店舗の運営に係る今後の契約の在り方については、岩手県と検討していく。</p>	総合販売戦略課
113	意見	さけ・ます資源増大対策調査事業費	<p>[調査サンプルの設定について]</p> <p>標識魚が少ないために、標識魚水揚げ状況調査では標識魚が捕獲されることが少ない。正確な調査結果を得るためには標識魚を増やすのか、または河川別の調査結果を十分に得られないことから標識魚を取り止めることが望ましい。</p>	<p>サクラマススモルト魚の標識方法について検討した結果、経費及びマンパワーの観点から、現時点で実施可能な方法は肪鰭カットまたはリボンタグ標識であった。脂鰭標識はこれまでどおり全放流魚に対し施標するが、リボンタグについては200～2,000尾と数が少ないことが指摘されたところである。リボンタグは手間がかかり、3河川同様に標識魚を増やすのは難しいため、26年度からは老部川に絞り、リボンタグ標識魚を5,000尾とし、より一層正確な調査結果を得ることとした。</p>	水産振興課

平成23年度包括外部監査結果の対応状況

報告書頁	結果意見	監査項目	監査の結果又は意見の内容	対応状況	監査対象所属
115	意見	さけ・ます種苗放流事業費	<p>[事業費に対する県費投入の見直しについて]</p> <p>青森県では、さけの母川回帰性を利用して、さけの種苗放流を近年130,000千尾実施している。しかし、さけの漁獲高は平成22年に持ち直したものの減少傾向にある。</p> <p>県の「攻めの農林水産業」推進基本方針では、沿岸漁業の振興方向として「科学的知見に基づいた資源管理型漁業やつくり育てる漁業の推進による水産資源の維持・増大」を掲げており、さけの放流事業は推進基本方針に合致するものである。</p> <p>しかし、平成18年度以降国が負担しなくなり、平成23年度以降国庫補助金も交付されなくなるため、経費の負担関係をめぐり転換期に来ているといえる。</p> <p>さけの漁獲高が減少傾向にあり、県の負担割合が高く、県費が多額に投入されていることから、放流尾数を削減する、または受益者たる沿岸漁業者の負担金を引き上げる等の見直しが不可欠である。</p>	<p>さけは、広域的な回遊魚であることから、種苗放流事業については、道県を超えた広域的な検討が求められる。国では、平成23年度から放流種苗に標識を施し、資源の造成適地を把握するための調査を実施し、当該調査等の結果を踏まえ、放流費用負担の調整を図ることを目的に広域調整協議会を開催している。これまで開催された協議会では、標識稚魚の施標状況や、放流後の動向の一部が報告されているところで、今後の調査により資源の造成適地が把握されるものと考えられる。</p> <p>県では、当該協議会に参加し、県内の関係団体と今後の方向性について協議していくこととしているが、近年の不漁対策が優先課題となっているので、引き続き協議することとしている。</p> <p>なお、国は平成18年度に税源移譲し、国庫補助金にかえて交付金を交付しており、国からはこのさけます向け国費相当額が県予算でどのように使われているか確認されたところである。</p>	水産振興課
121	意見	県産あゆ資源造成事業費	<p>[事業費全額に対する県費投入の是非について]</p> <p>当該事業により構築されたあゆ種苗の生産体制には、明確な受益者がいることから事業費の応分の負担を求めるべきである。</p> <p>あゆ資源造成事業はアユの増殖に資するものであり事業の必要性は十分有しており一定の県費投入は認められる。しかし、明確な受益者がいるため全額県費投入の必要はなく受益者に応分の負担を求めるべきである。</p> <p>あゆ種苗の生産体制は、県が負担する標識放流及び大量放流の一部によるあゆ稚魚販売収入を含めて独立採算が取れる見込みであることから、鱒ヶ沢町に収支の改善を求め、県の負担を減らしていく必要がある。また、赤石水産漁協も受益者となることから、赤石水産漁協も一定の経費負担または役務負担を負うことが望ましい。</p>	<p>当該事業により、健苗性の高いあゆ種苗の生産と供給方法が確立され、「里づくり推進事業」により、資源量増大と遊漁者数増加を目的に種苗の大量放流が行われてきた。</p> <p>この取組により、県内内水面漁協が購入するアユは全て県産となり、アユの生産体制が確立されたことから、今後、県の経費負担を終了し、地元自治体や漁協等が種苗生産経費を負担していくこととなったことから、県では、課題等の検討に対する情報提供等の支援を行うこととしている。</p>	水産振興課

平成23年度包括外部監査結果の対応状況

報告書頁	結果意見	監査項目	監査の結果又は意見の内容	対応状況	監査対象所属
123	結果	ひらめ栽培漁業推進事業費	<p>[事業費に対する県費投入の見直しについて]</p> <p>県栽培漁業計画では、ひらめは、平成21年度では(E)事業化実証期(種苗の生産・放流体制を整備した上で、放流による効果を実証し、経費の低減を図るとともに、効果に応じた経費の負担配分を検討する段階)にあり、平成26年度には(F)事業実施期(持続的な栽培漁業が成立する段階)になるとしている。</p> <p>しかし、種苗の生産・放流体制の開始から20年が経過して、種苗の生産・放流体制が整備され、放流による効果を実証されているにもかかわらず(E)事業化実証期に留まっているのは、経費の低減が不十分ということになる。</p> <p>県は、(公社)青森県栽培漁業振興協会の経費の大幅な低減を指導して、(E)事業化実証期から(F)事業実施期に移行させることが必要である。事業の独立採算により補助金をなくすことが求められる。</p>	<p>事業の自立化に向け、県として(公社)青森県栽培漁業振興協会に対し、収益確保の観点を踏まえて、ヒラメ種苗生産経費の更なる削減が図られるよう指導している。また、補助金については、本事業の終期である平成27年度中に補助金のあり方について検討することとしている。</p> <p>なお、事業化実証期に留まっているのは、①自然環境変動による放流効果を把握する必要があること、②種苗生産経費の削減を検討する必要があること、によるものである。</p>	水産振興課